

(仮称) 多摩市文化芸術条例骨子案 その2

項目	要点	内容
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人づくりに重点を置き、まちづくりに繋げていく</li> </ul>	<p>この条例は、多摩市における文化や芸術の振興に関し、基本理念や市の取り組みの基本となることを定め、市民、市内を拠点に文化や芸術活動をする個人や団体、市の役割を明らかにすることで、文化や芸術活動により、心豊かで創造性に富む人を育て、個性豊かで活力あふれる地域社会の実現に役立つことを目的とします。</p>
2 定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の担い手</li> </ul>	<p>①「市民」とは、「多摩市自治基本条例」の「市民（市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。）」をいう。</p> <p>②「表現の担い手」とは、市民に関わらず市内で文化や芸術活動等をする次の人をいいます。</p> <p>(1)プロフェッショナルかアマチュアか、個人か集団かを問わず、音声や文字、絵画、立体物、映像など多様な方法で、有形無形に、表現活動を自ら行う人</p> <p>(2)表現活動を支える人</p> <p>(3)表現活動や伝統文化である有形・無形文化財の普及・継承に取り組む人</p> <p>(4)鑑賞者・観客</p>
3 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化や芸術の役割</li> <li>①全ての人の権利</li> <li>②自主性・創造性</li> <li>③「表現の担い手」を増やす</li> <li>④未来志向</li> <li>⑤有機的な繋がりが</li> <li>⑥市民自治による市民文化の創出</li> </ul>	<p>文化や芸術には、学びや楽しむことで日々の生活を豊かにする力があります。</p> <p>文化や芸術には、私たちの創造する力を育み、心や個性を育てる力があります。</p> <p>文化や芸術は、ひとりひとりに違った個性があり、だからこそお互いにかけてえのない存在であることを私たちに教えてくれます。</p> <p>大きな災害や事故が起きたり、悲しいことやつらいことが続いて、ついつい周りの人につらくあったり、ひどいことを言いそうになる時にも、文化や芸術に触れることで、私たちは希望や勇気を取り戻し、互いに優しい気持ちで接するようにしてくれます。</p> <p>さまざまな文化や芸術の素敵な力を誰もが持てるよう、文化や芸術が息づく社会にするために、わたしたちひとりひとりが「表現の担い手」となることを目指します。</p> <p>このことを実現するために、次に掲げる事を基本理念として推進していきます。</p> <p>①性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況に関わらず、乳幼児から高齢者のあらゆる人が文化や芸術に関与し、参加し、表現し、鑑賞し、支えあい、わかり合えることができる社会になるように努めます。</p> <p>②「表現の担い手」の自主性や創造性、文化や芸術活動の多様性を尊重します。</p> <p>③「表現の担い手」の積極的な文化や芸術活動の支援、次世代の担い手となる人や団体の育成を図り、もって「表現の担い手」が増えていく社会になるように努めます。</p> <p>④これまで培ってきた伝統文化とその技芸が継承されるとともに、新たな文化や芸術が創造され続ける環境の整備に努めます。</p> <p>⑤市立文化施設を中心に、市内のさまざまな文化施設や文化財、市内外で文化や芸術活動をする人や団体、関連する学校や福祉施設、また商店街等商業施設や企業等との連携を促進し、過去から現在、そして未来にわたり、人、ものが繋がり、文化や芸術の基盤が発展していく社会環境づくりに努めます。</p> <p>⑥市民、市内を拠点に文化や芸術活動をする個人や団体の文化や芸術活動の充実、その振興に関わる様々な取り組みの推進を図り、そのことで生活の質の向上や市民自治による市民文化を創りだすことを目指します。</p>

項目	要点	内容
4 市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民自治</li> </ul>	<p>①市民は、誰もが時として「表現の担い手」になることを自覚し、その活力と創意をいかして、文化や芸術が発展していくように努めます。そして、今まさに文化や芸術活動に取り組む人たちとその活動に関して、その大切さを理解し合い、尊重し合うよう努めます。</p> <p>②市民は、文化や芸術活動の自主性及び創造性、多様性が尊重されることや、文化や芸術の振興が、不断の努力によってこそ実現されることを意識するよう努めます。</p>
5 市内を拠点に文化や芸術活動をする個人や団体の役割		<p>市内を拠点に活動する個人や団体は、地域社会の一員として、文化や芸術がより豊かになるようその支援に努めます。</p>
6 市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日常的に文化や芸術に触れられる機会</li> </ul>	<p>①市は、基本理念にのっとり、文化や芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>②市は、市民や市内を訪れる人が日常的に文化や芸術に触れられる機会を設け、文化や芸術の継承・創造・表現に関わること並びに「表現の担い手」が自主的、創造的で、多様な文化や芸術活動ができる環境の整備を行うため、必要な対策をとります。</p> <p>③市は、文化や芸術の振興を行うために、「表現の担い手」と連携します。</p> <p>④市は、公正・中立な立場から、表現の自由の保障に努めます。</p>
7 子どものための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子ども（ゼロ歳児含む）</li> </ul>	<p>市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、文化や芸術に対する理解を深め、将来の「表現の担い手」となるよう、子どもたちが文化や芸術活動に自由に参加する権利を尊重するとともに、乳幼児期から文化や芸術に身近に触れられる機会を提供するための取り組みを行います。</p>
8 文化芸術振興計画の策定		<p>市長は、文化芸術振興に関する施策の総合的かつ中長期的視点で計画的な推進を図るため、計画を策定します。</p>
9 外部機関の設置		<p>計画の策定・施策の評価などを行う外部機関を置きます。</p> <p>機関には、多摩市域での活動についての知見や経験を持つ市民はもとより、文化や芸術についての知見を持つ専門家が加わり構成します。</p>
10 その他		<p>①財政措置 ②財団・公立文化施設の位置づけ ③国や他自治体等との連携 など</p> <p>【事務局案】</p> <p>①財政措置⇒市、市民及び市内を拠点に活動する個人や団体は、文化芸術の振興に必要な資金の調達に努めます。</p> <p>②公立文化施設の位置づけ⇒多摩市立複合文化施設は、市の文化や芸術活動の拠点として、豊かな文化芸術を鑑賞・創造できる事業を実施し、多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場となり、文化芸術の振興に寄与します。</p> <p>③国や他自治体等との連携⇒市は、国および他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めます。</p>